

農山漁村課

- 新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）
…P1
- 新規事業概要
 - ・ ため池等整備業 …P3
- 公共事業新規評価調書（整備系） …P5

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			総事業費 (百万円)	公 ・ 単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯	
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置づけ	必要性・効果	実施環境						判断
1	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	原	伊万里市		南波多町	堤体L=72m 取水施設LN=1箇所 洪水吐LN=1式 法面保護工A=391㎡ 測量試験費N=1式	A	A	A	I	123	公	R9	「令和4年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため
2	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	丹花	伊万里市		二里町	堤体L=88m 取水施設LN=1箇所 洪水吐LN=1式 法面保護工A=618㎡ 測量試験費N=1式	A	A	A	I	171	公	R9	「令和4年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため
3	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	外記	上峰町		坊所	滾渌L=21,700㎡ 取水施設LN=1箇所 洪水吐LN=1式 法面復旧工V=9,300㎡ 測量試験費N=1式	A	B	A	I	670	公	R9	「令和4年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため
4	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	上畑川	江北町		上小田	堤体L=113.0m 法面保護工A=1,500㎡ 取水施設LN=2箇所 測量試験費N=1式	A	B	A	I	256	公	R9	「令和4年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため

ため池等整備事業

農林水産部 農山漁村課

ため池等整備事業とは...

事業の目的

- 老朽化した農業用ため池の堤体補強や洪水吐の整備を行うことにより、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保し、農業経営の安定を図る。



H18. 9. 15~16
の豪雨による大
谷ため池決壊
(唐津市 相知町
佐里)



ため池整備の施工例

堤体が浸食され、取水施設（斜樋）が破損し取水に支障をきたしている。



整備前

整備後

洪水吐が狭小で断面不足となり洪水時危険な状況



整備前

整備後

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部 名	農林水産部	記 入	農山漁村課	課 長	土井 正治
		責任者	伊万里農林事務所	所 長	藤 邦広

事業 区 分	生活関連 産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	123百万円
		ため池等整備事業	原		
事業地				着工予定年度	完成予定年度
伊万里市南波多町重橋				令和5年度	令和9年度
事業目的			事業内容		
<p>原ため池は伊万里市の北部に位置し、下流域 12.2ha の水田に農業用水を供給している。しかし、堤体は老朽化により脆弱化し、全線にわたり洗掘され、堤体法尻からの漏水が著しいことから、防災対策として大雨のたびに緊急放流している。また、取水施設は老朽化により機能が低下し、洪水吐は断面不足のうえ老朽化が著しく、このまま放置すると決壊の恐れがある。このため、ため池の改修を実施することで、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。</p>			<p>堤体工 L=72m 取水施設工 N=1箇所 洪水吐工 N=1式 法面保護工 A=391㎡ 測量試験費 N=1式</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<p>各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている (10点)</p> <p>防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている (30点)</p> <p>農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる (10点)</p> <p>担い手の確保：事業の実施のより農業経営の維持ができる (10点)</p> <p>農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)</p>				A (90)
(2)必要性・効果	<p>明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる (20点)</p> <p>機能低下： (0点)</p> <p>危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ②豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足。または設計洪水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高不足 (10点)</p> <p>主要施設の老朽度：築造又は改修後40年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または洪水吐き等の主要施設の老朽化が激しい (10点)</p> <p>費用対効果：費用対効果(B/C)が1.0以上 (30点)</p> <p>一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される (10点)</p>				A (80)
(3)実施環境	<p>市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点)</p> <p>受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤ 0.4 (20点)</p> <p>事業推進体制の整備： (0点)</p> <p>維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点)</p>				A (90)

	関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点) 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)	
--	---	--

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施工地の近隣に土捨場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

はら 伊万里市南波多町重橋地内
 県営ため池等整備事業

施工箇所：伊万里市役所から北西へ約11.0km付近



3

はら 伊万里市南波多町重橋地内
 原地区 (伊万里市南波多町重橋地内)

整備の必要性：堤体は老朽化により断面が不足し、漏水が著しい。また、取水施設周辺部からも漏水があり、洪水吐は断面不足で設計洪水量を流下できない。このため、ため池の改修を実施することで安全性を確保し、農業経営の安定及び県土の保全を図る。



被害想定
 農地4.8ha、
 県道、市道 他

【事業概要】工期：R5～R9（5ヶ年）、工事費：123百万円、受益面積：12.2ヘクタール、
 整備内容：ため池改修（堤体工L=72m、取水施設工N=1箇所、洪水吐工N=1式、
 法面保護工A=391㎡）

7

4

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	農林水産部	記入	農山漁村課	課長	土井 正治
		責任者	伊万里農林事務所	所長	藤 邦広

事業区分	生活関連 産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	171百万円
		ため池等整備事業	丹花		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
伊万里市二里町大里乙			令和5年度	令和9年度	
事業目的			事業内容		
<p>丹花ため池は伊万里市の南西部に位置し、下流域 8.6ha の水田に農業用水を供給している。しかし、堤体は老朽化により脆弱化し、全線にわたり洗堀され、堤体法尻からの漏水が著しいことから、防災対策として大雨のたびに緊急放流している。また、取水施設は老朽化により機能が低下し、洪水吐は断面不足のうえ老朽化が著しく、このまま放置すると決壊の恐れがある。このため、ため池の改修を実施することで、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。</p>			<p>堤体工 L=88m 取水施設工 N=1 箇所 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=618 m² 測量試験費 N=1 式</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<p>各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている (10点)</p> <p>防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている (30点)</p> <p>農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる (10点)</p> <p>担い手の確保：事業の実施のより農業経営の維持ができる (10点)</p> <p>農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)</p>				A (90)
(2)必要性・効果	<p>明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる (20点)</p> <p>機能低下： (0点)</p> <p>危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ②豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足。または設計洪水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高不足 (10点)</p> <p>主要施設の老朽度：築造又は改修後40年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または洪水吐き等の主要施設の老朽化が激しい (10点)</p> <p>費用対効果：費用対効果(B/C)が1.0以上 (30点)</p> <p>一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される (10点)</p>				A (80)
(3)実施環境	<p>市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点)</p> <p>受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤ 0.4 (20点)</p> <p>事業推進体制の整備： (0点)</p> <p>維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点)</p> <p>関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川</p>				A (90)

	<p>管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点)</p> <p>関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点)</p> <p>採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点)</p> <p>経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)</p>	
--	---	--

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施工地の近隣に土捨場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内容

※ 特に記述することがあれば記載。

県営ため池等整備事業 ^{たんが} 丹花地区(伊万里市二里町大里乙地内) ^{にりちようおおざとおつ}

施工箇所: 伊万里市役所から西へ約2.8km付近



1

^{たんが} 丹花地区(伊万里市二里町大里乙地内) ^{にりちようおおざとおつ}

整備の必要性: 堤体は老朽化により断面が不足し、漏水が著しい。また、取水施設周辺部からも漏水があり、洪水吐は断面不足で設計洪水量を流下できない。このため、ため池の改修を実施することで安全性を確保し、農業経営の安定及び県土の保全を図る。



被害想定
農地7.5ha、家屋15戸、
市道 他

【事業概要】工期：R5～R9（5ヶ年）、工事費：171百万円、受益面積：8.6^{ヘクタール}、
整備内容：ため池改修（堤体工L=88m、取水施設工N=1箇所、
洪水吐工N=1式、法面保護工A=618m²）

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	農林水産部	記入 責任者	農山漁村課	課長	土井 正治
			東部農林事務所	所長	松尾 恭司

事業区分	生活関連 産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	670 百万円
		ため池等整備事業	外記		
事業地				着工予定年度	完成予定年度
三養基郡上峰町坊所				令和 5 年度	令和 9 年度
事業目的			事業内容		
<p>外記ため池は三養基郡上峰町に位置する防災重点農業用ため池であり、下流域 6.4ha の水田に農業用水を供給している。しかし、ため池護岸は経年劣化による法面洗掘等が発生し、ため池内に土砂が堆積することによる、貯水量の減少がみられる。また、近年の大雨により下流域では浸水被害が発生しており、洪水調整機能が望まれている。このため、ため池の浚渫や洪水吐等の改修を実施することで、下流域への浸水を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定を図る。</p>			浚渫工	V=21,700m ³	
			取水施設工	N=1 箇所	
			洪水吐工	N=1 式	
			法面復旧工	V=9,300m ³	
			測量試験費	N=1 式	
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<p>各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている (10点)</p> <p>防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている (30点)</p> <p>農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる (10点)</p> <p>担い手の確保：事業の実施のより農業経営の維持ができる (10点)</p> <p>農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)</p>				A (90)
(2)必要性・効果	<p>明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる (20点)</p> <p>機能低下： 危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ②豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足。または設計洪水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高不足 (10点)</p> <p>主要施設の老朽度： (0点)</p> <p>費用対効果：費用対効果（B/C）が1.0以上 (30点)</p> <p>一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される (10点)</p>				B (70)
(3)実施環境	<p>市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点)</p> <p>受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20点)</p> <p>事業推進体制の整備： (0点)</p> <p>維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点)</p> <p>関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている</p>				A (90)

	関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)	
--	---	--

評価	ABA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内容
堤内浚渫土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施行地の近隣に土捨場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内容

※ 特に記述することがあれば記載。

げき ぼうじよ
県営ため池等整備事業 外記地区(上峰町坊所地内)

施工箇所: 上峰町役場から北西へ約1.0km付近



5

げき ぼうじよ
外記地区(上峰町坊所地内)

整備の必要性: ため池護岸は経年劣化による法面洗堀等が発生し、ため池内に土砂が堆積することによる、貯水量の減少がみられる。また、近年の大雨により下流域では浸水被害が発生しており、洪水調整機能が望まれている。このため、ため池の浚渫や洪水吐等の改修を実施することで、下流域への浸水を未然に防止し、農業経営の安定及び県土の保全を図る。

ため池全景(土砂体積状況)

法面洗堀状況

下流域浸水状況(令和3年8月豪雨)

被害想定
 農地8.7ha、家屋55戸、
 体育館1棟(避難施設)、県道町道 他

洪水調整機能

▽FWL=14.00m
 洪水防災容量 V=45,000m³
 農業用水量 V=30,000m³
 ▽低水位管理高=11.90m
 ▽泥土堆積高
 ▽基礎地盤高

洪水調整容量
 現況: 23,300m³、事業後: 45,000m³

【事業概要】 工期: R5~R9 (5ヶ年)、工事費: 670百万円、受益面積: 6.4ヘクタール、
 整備内容: ため池改修 (浚渫工V=21,700m³、取水施設工N=1箇所、
 洪水吐工N=1式、法面復旧工V=9,300m³)

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	農林水産部	記入 責任者	農山漁村課	課長	土井 正治
			杵藤農林事務所	所長	武藤 正澄

事業区分	生活関連 産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	256 百万円
		ため池等整備事業	上畑川		

事業地			着工予定年度	完成予定年度
杵島郡江北町上小田			令和 5 年度	令和 9 年度

事業目的	事業内容
<p>上畑川ため池は、平成 27 年度にため池耐震性調査が実施され、堤体上下流側の設計基準における耐震性を満たしていないため、地震により堤体が決壊すれば下流域の農地、農業用施設及び一般公共施設や人家に多大な被害を及ぼす可能性がある。また、斜樋の断面不足により、地震発生直後等の緊急放流による水位急降下ができないため、堤体の安全確保が困難である。</p> <p>このため、ため池の耐震対策を行い安全性を確保し、決壊による被害を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。</p>	<p>堤体工（押え盛土） L=113.0m</p> <p>法面保護工 A=1,500 m²</p> <p>取水施設工 N=2 箇所</p> <p>測量試験費 N=1 式</p>

評価の視点	評価内容	評価
(1)位置づけ	各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている (10点) 防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている (30点) 農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる (10点) 担い手の確保：事業の実施のより農業経営の維持ができる (10点) 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)	A (90)
(2)必要性・効果	明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる (20点) 機能低下： (0点) 危険度の判定：地震耐性評価の結果、A種に該当するため池の場合、安全率が1.2未満 (10点) 主要施設の老朽度： (0点) 費用対効果：費用対効果（B/C）が1.0以上 (30点) 一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される (10点)	B (70)
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点) 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20点) 事業推進体制の整備： (0点) 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点)	A (90)

	関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点) 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)	
--	---	--

評価	ABA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

かみはたがわ かみおだ
 県営ため池等整備事業 上畑川地区(江北町上小田地内)

施工箇所: 江北町役場から西へ約1.2km付近



7

かみはたがわ かみおだ
 上畑川地区(江北町上小田地内)

整備の必要性: 堤体上下流側において耐震性基準を満たしておらず、また緊急放流施設がないため、災害発生時の水位急降下ができない。このため、ため池の改修を実施することで安全性を確保し、農業経営の安定及び県土の保全を図る。



【事業概要】工期: R5~R9 (5ヶ年)、工事費: 256百万円、受益面積: 160.8^{ヘクタール}、
 整備内容: ため池改修 (堤体工L=113m、取水施設工N=2箇所、
 法面保護工A= 1,500^{m²})

新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

担当課 農山漁村課 様式2改

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価		判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置づけ	実施環境 必要性・効果		
1	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	池新地区	唐津市	相知町	平山上	ため池改修 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
2	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	谷頭地区	唐津市		港町	ため池改修 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
3	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	大坂下	伊万里市		波多津町	堤体工 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
4	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	浦山(下)地区	武雄市		西川登町 大字小田 志	堤体工 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
5	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	大町地区	大町町		大字大町	土砂崩壊防止施設 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
6	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	畑川地区	江北町		大字下小 田	堤体工 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため
7	ため池	生活関連・ 産業活性化	ため池等整備事業	宮原地区	江北町		大字山口	堤体工 一式	—	C	III	各種調査が不十分、地元調整未了のため